



茨城県報

第 284 号

令和 4 年 (2022年) 2 月 28 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

(教 育 委 員 会)

- 茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則…………… 1
- 茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則…………… 2
- 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (2 件) (福祉指導課) …………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉指導課) …………… 3
- 定款変更の認可 (2 件) (農村計画課) …………… 4
- 都市計画事業の認可 (道路建設課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) …………… 5

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定 (農業経営課) …………… 6
- 地籍調査の成果認証 (農地整備課) …………… 7
- 公共測量の実施変更 (用地課) …………… 7
- 公共測量の終了 (用地課) …………… 8
- 令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行 (建築指導課) …………… 8
- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) …………… 10

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 (4 件) …………… 11

正 誤

- 令和 4 年 2 月 7 日付け茨城県報第 278 号中 …………… 29

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 4 年 2 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

| 区 域 | 禁 止 期 間 |
|-------------------------------------|----------------|
| 北緯36度50分以上の茨城県海面 | 4月1日から11月30日まで |
| 北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面 | 1月1日から12月31日まで |
| 北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面 | 4月1日から11月30日まで |
| 北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面 | 4月1日から10月31日まで |
| 北緯35度52分より南の茨城県海面 | 4月1日から11月30日まで |

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

~~~~~

**正 誤**

令和 4 年 2 月 7 日付け茨城県報第278号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤            | 正             |
|-----|-------|--------------|---------------|
| 12  | 下から18 | 水戸市住吉町134番23 | 水戸市住吉町134番地13 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)